

# 第 6 章

## 資 料



## 第6章 資料

### 1 沖縄県次世代育成支援行動計画（後期）策定の審議経過

	沖縄県次世代育成支援対策推進協議会 (地域協議会)	沖縄県次世代育成支援対策連絡会議 (庁内組織)		議 題 等
		連絡会議	作業部会	
平成21年 7月15日(水) 14:00~17:00			第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営要綱等の改正について</li> <li>・「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の事業評価及び施策評価について</li> <li>・平成20年度の進捗状況について(県・市町村)</li> <li>・後期行動計画策定について</li> </ul>
7月23日(木) 10:00~12:00		第1回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営要綱等の改正について</li> <li>・「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の事業評価及び施策評価について</li> <li>・平成20年度の進捗状況について(県・市町村)</li> <li>・後期行動計画策定について</li> </ul>
7月24日(金) 14:00~16:00	第1回			<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営要綱等の改正について</li> <li>・「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の事業評価及び施策評価について</li> <li>・平成20年度の進捗状況について(県・市町村)</li> <li>・後期行動計画策定について</li> </ul>
8月20日(木) 14:00~16:00			第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回沖縄県次世代育成支援対策推進協議会の報告について</li> <li>・各市町村行動計画策定の進捗状況について</li> <li>・沖縄県後期行動計画策定にあたっての骨子(案)について</li> </ul>
9月10日(木) 14:00~16:00			第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村行動計画策定の進捗状況について</li> <li>・沖縄県後期行動計画策定にあたっての骨子(案)について</li> <li>・具体的施策(案)及び推進関連事業の検討について</li> </ul>
9月15日(火) 14:00~16:00	第2回			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回協議会の質疑概要について</li> <li>・後期行動計画策定指針の詳細説明について</li> <li>・市町村後期行動計画の策定状況について</li> <li>・県後期行動計画の骨子(案)について</li> </ul>
10月13日(火) 14:00~16:00			第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回沖縄県次世代育成支援対策推進協議会の報告について</li> <li>・骨子(案)の検討及び決定について</li> <li>・具体的施策(案)及び推進関連事業の検討について</li> <li>・計画素案の作成依頼について</li> </ul>
10月26日(月) 14:00~16:00	第3回			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回協議会の質疑概要について</li> <li>・県後期行動計画の骨子(案)について</li> <li>・具体的施策及び推進関連事業(案)の検討について</li> </ul>
11月10日(火) 14:00~16:00			第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回沖縄県次世代育成支援対策推進協議会の報告について</li> <li>・骨子(案)について</li> <li>・計画素案の検討について</li> </ul>
11月19日(木) 14:00~16:00	第4回			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回協議会の質疑概要について</li> <li>・県後期行動計画の骨子(案)について</li> <li>・事業体系並びに計画素案の検討について</li> </ul>
12月15日(火) 14:00~16:00			第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回沖縄県次世代育成支援対策推進協議会の報告について</li> <li>・各市町村行動計画策定の進捗状況について</li> <li>・計画素案の検討及び決定について</li> </ul>
12月17日(木) 14:00~16:00		第2回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの検討状況について</li> <li>・各市町村行動計画策定の進捗状況について</li> <li>・計画素案の検討及び決定について</li> </ul>
12月22日(火) 10:00~12:00	第5回			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回協議会の質疑概要について</li> <li>・各市町村行動計画策定の進捗状況について</li> <li>・計画素案の検討(最終)</li> </ul>
平成22年 1月12日(火) ~2月12日(金)	県民意見公募(パブリックコメント)実施			
3月3日(水) 10:00~12:00		第3回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回沖縄県次世代育成支援対策推進協議会の報告について</li> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・計画案の検討及び決定について</li> </ul>
3月11日(木) 14:00~16:00	第6回			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回協議会の質疑概要について</li> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・計画案の検討(最終)</li> </ul>
3月30日(火)	県行動計画の決定・公表			

## 2 沖縄県次世代育成支援対策推進協議会運営要綱

平成 19 年 1 月 16 日制定

平成 21 年 5 月 26 日改正

(設置)

**第 1 条** 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に基づき、沖縄県における次世代育成支援対策の推進に関し、必要となる措置について意見、要望等を聴取することを目的として、沖縄県次世代育成支援対策推進協議会（以下「協議会」という。）を運営する。

(意見等聴取事項)

**第 2 条** 県は、協議会の構成員となる者から、次に掲げる事項に関する意見、要望等を聴取する。

- (1) 沖縄県行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 市町村行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他次世代育成支援対策の推進に関すること。

(組織及び議事進行)

**第 3 条** 協議会は、構成員 15 名以内をもって組織する。

2 構成員は、別表に掲げる関係団体から推薦する者とし、福祉保健部長が決定する。

3 福祉保健部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への参加を依頼することができる。

4 協議会の議事進行は、福祉保健部長が行う。

5 前項の規定にかかわらず、福祉保健部長は、協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に協議会の議事進行を依頼することができる。

(期間)

**第 4 条** 前条の規定により決定された者から第 2 条の規定により意見等を聴取することとする期間は、平成 26 年度までとする。

2 前項に規定する期間を超えて、前条に規定する者を引き続き選任し、当該者から意見等を聴取する特別な事情がある場合にあっては、当該期間を超えて当該者を構成員とすることができるものとする。

(会議)

**第 5 条** 協議会の開催は、福祉保健部長が通知する。

(庶務)

**第 6 条** 協議会の運営にあたり、必要となる庶務は、福祉保健部青少年・児童家庭課において処理する。

(その他)

**第 7 条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成 19 年 1 月 16 日から施行する。

2 沖縄県児童環境づくり推進協議会設置要綱（平成 7 年 2 月 15 日制定）は、廃止する。

### 附 則

1 この要綱は、平成 21 年 5 月 26 日から施行する。

別 表

構 成 員
福祉関係者
母子福祉関係者
母子保健関係者
保健関係者
教育関係者
労働関係者
経済関係者
学識経験者
その他次世代育成支援対策推進に必要と認められる者



3 沖縄県次世代育成支援対策推進協議会構成員名簿

任期:平成21年6月24日から平成27年3月31日まで

No.	代表区分	氏名	団体名	備考
1	福祉	<small>みやぐに やすお</small> 宮國 泰雄	沖縄県民生委員児童委員協議会	会長
2	〃	<small>ちばな さとし</small> 知花 聡	沖縄県学童保育連絡協議会	会長
3	〃	<small>たまき ぜんとく</small> 玉城 善徳	(福)沖縄県社会福祉協議会保育協議会	会長
4	〃	<small>おきやま</small> 沖山 サト	(社)沖縄県青少年育成県民会議	副会長
5	母子福祉	<small>みやぎ さち</small> 宮城 幸	(社)沖縄県母子寡婦福祉連合会	評議員
6	母子保健	<small>せき しずえ</small> 積 静江	沖縄県母子保健推進員連絡協議会	会長
7	保健	<small>しもじ こ</small> 下地 ヨシ子	(社)沖縄県小児保健協会	副会長
8	教育	<small>たみなと けいこ</small> 田港 敬子	(社)沖縄県子ども会育成連絡協議会	理事
9	〃	<small>きんじょう きみよ</small> 金城 喜美代	(社)沖縄県PTA連合会	広報委員長
10	〃	<small>いけはら あつこ</small> 池原 厚子	沖縄県私立幼稚園連合会	理事
11	労働	<small>たまき つとむ</small> 玉城 勉	(財)沖縄県労働者福祉基金協会	専務理事
12	経済	<small>あらかき みき</small> 新垣 美貴	(社)沖縄県経営者協会	企画広報課長
13	学識経験者	<small>かまた さたこ</small> 鎌田 佐多子	沖縄女子短期大学	児童教育学科教授
14	〃	<small>みやざと ぜんじ</small> 宮里 善次	沖縄県医師会	理事
15	その他	<small>たなか ゆきこ</small> 田仲 由紀子	沖縄子育て情報ういず	代表

※構成員はこれら団体の意見を代表する者。

関係機関

1	国	<small>とみざわ みちこ</small> 富澤 美智子	厚生労働省沖縄労働局雇用均等室	室長
---	---	-----------------------------------	-----------------	----

#### 4 沖縄県次世代育成支援対策連絡会議運営要領

平成 19 年 2 月 8 日制定

平成 21 年 5 月 19 日改正

(目的)

**第 1 条** 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）の基本理念に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を実現するため、「おきなわ子ども・子育て応援プラン（沖縄県次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）」の推進を目的として、沖縄県次世代育成支援対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第 2 条** 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 市町村行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他次世代育成支援対策の推進に関すること。

(組織)

**第 3 条** 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、福祉保健部長の職にある者、副委員長は福祉企画統括監の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

**第 4 条** 連絡会議は委員長が通知する。ただし、委員長は、必要に応じ委員会に出席すべき委員を指名することができる。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(作業部会)

**第 5 条** 連絡会議を補佐し、円滑な運営を図るため、連絡会議のもとに作業部会を置く。

2 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の推進に係る庁内における実務的な企画立案、実施及び連絡調整に関すること。
- (2) その他、次世代育成支援対策の推進に関すること。

3 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

4 部会長は、青少年・児童家庭課長の職にある者、副部会長は青少年・児童家庭課児童育成班長の職にある者をもって充てる。

5 部会員は、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

6 前条の規定は、作業部会についてもこれを準用する。この場合において、「連絡会議」とあるのは「作業部会」、「委員長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第 6 条** 連絡会議（作業部会）に関する庶務は、福祉保健部青少年・児童家庭課において処理する。

(雑則)

**第 7 条** この要領に定めるもののほか、連絡会議（作業部会）の運営その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 19 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

連 絡 会 議	
総 務 部	総務私学課長
福祉保健部	福祉保健部長 福祉企画統括監 青少年・児童家庭課長 福祉保健企画課長 国保・健康増進課長 障害保健福祉課長
観光商工部	産業政策課長 雇用労政課長
土木建築部	土木企画課長 住宅課長
教 育 庁	総務課長 県立学校教育課長 義務教育課長 生涯学習振興課長
警察本部	少年課長 交通企画課長

別表第 2（第 5 条関係）

作 業 部 会	
総 務 部	総務私学課私学・法人班長
福祉保健部	青少年・児童家庭課長 青少年・児童家庭課児童育成班長 青少年・児童家庭課青少年育成班長 青少年・児童家庭課保育班長 青少年・児童家庭課母子福祉班長 福祉保健企画課企画統計班長 国保・健康増進課母子保健班長 障害保健福祉課計画推進班長
観光商工部	産業政策課産業企画人材班長 雇用労政課労政福祉班主幹
土木建築部	土木企画課総務班長 住宅課企画班長
教 育 庁	総務課教育企画班主幹 県立学校教育課普通教育班 義務教育課義務教育班 生涯学習振興課社会教育班
警察本部	少年課少年サポートセンター課長補佐 交通企画課課長補佐



## 5 少子化社会対策基本法

### 目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—第17条）

第3章 少子化社会対策会議（第18条・第19条）

附則

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、21世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾（ぞ）有の事態に直面している。

しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立った的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（施策の基本理念）

**第2条** 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

（国の責務）

**第3条** 国は、前条の施策の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

**第4条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の責務）

**第5条** 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の責務)

**第6条** 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

(施策の大綱)

**第7条** 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

**第8条** 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

**第9条** 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(雇用環境の整備)

**第10条** 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなっている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

(保育サービス等の充実)

**第11条** 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

**第12条** 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

**第13条** 国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療（助産を含む。）が提供される体制の整備等安心して子どもを生み、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

(ゆとりのある教育の推進等)

**第14条** 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校

教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

**第15条** 国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを生み、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

**第16条** 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

**第17条** 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

### 第3章 少子化社会対策会議

(設置及び所掌事務)

**第18条** 内閣府に、特別の機関として、少子化社会対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 第7条の大綱の案を作成すること。

(2) 少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

(組織等)

**第19条** 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成15年8月政令385号により、平成15年9月1日から施行]

(内閣府設置法の一部改正)

2 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

## 6 次世代育成支援対策推進法

### 目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針（第7条）

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第8条—第11条）

第3節 一般事業主行動計画（第12条—第18条）

第4節 特定事業主行動計画（第19条）

第5節 次世代育成支援対策推進センター（第20条）

第3章 次世代育成支援対策地域協議会（第21条）

第4章 雑則（第22条・第23条）

第5章 罰則（第24条—第27条）

附則

#### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

**第3条** 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

**第4条** 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第7条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

**第5条** 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

**第6条** 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

#### 第2章 行動計画

##### 第1節 行動計画策定指針

**第7条** 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び第19条第1項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

- (2) 次世代育成支援対策の内容に関する事項
  - (3) 次条第1項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する保育の実施の事業、同法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第2項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準
  - (4) その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画 (市町村行動計画)

- 第8条** 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

## (都道府県行動計画)

- 第9条** 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。
- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
  - (3) 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しな

ればならない。

- 7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

**第10条** 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

**第11条** 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

**第12条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの（第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第3項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

**第12条の2** 前条第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 2 前条第4項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 前条第6項の規定は、同条第1項に規定する一般事業主が第1項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

**第13条** 厚生労働大臣は、第12条第1項又は第4項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める

基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

**第14条** 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

**第15条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第13条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

**第16条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第17条** 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

**第18条** 国は、第12条第1項又は第4項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又

はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第4節 特定事業主行動計画

**第19条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第5節 次世代育成支援対策推進センター

**第20条** 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。）であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第2項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第1項の指定の手續その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第3章 次世代育成支援対策地域協議会

**第21条** 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

#### 第4章 雑則

（主務大臣等）

**第22条** 第7条第1項及び第3項から第5項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第9条第5項及び第10条第2項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

3 第7条第2項第3号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

(権限の委任)

**第23条** 第12条から第16条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### 第5章 罰則

**第24条** 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第25条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

**第26条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第2項の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第20条第5項の規定に違反した者

**第27条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条、第25条又は前条第1号から第3号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第22条第1項の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第8条から第19条まで、第22条第2項、第23条から第25条まで、第26条第1号から第3号まで及び第27条の規定は平成17年4月1日から施行する。

[平成15年8月政令371号により、平成15年8月22日から施行]

(この法律の失効)

**第2条** この法律は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第20条第2項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第5項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

**第3条** 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 [平成17年4月1日法律第25号抄]

(施行期日)

**第1条** この法律は、平成17年4月1日から施行する。

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

**第6条** この法律の規定(第1条を除く。)による改正後の規定は、平成17年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成16年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成17年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成16年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成17年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第10条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
〔平成18年6月2日法律第50号抄〕

(罰則に関する経過措置)

**第457条** 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第458条** この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**〔平成18年6月2日法律第50号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成18年6月法律第48号〕の施行の日〔平成20年12月1日〕から施行する。〔後略〕

**附 則**〔平成20年12月3日法律第85号抄〕

(施行期日)

**第1条** この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3条及び第9条の規定 公布の日

(2) 第3条中次世代育成支援対策推進法第4条、第7条から第9条まで及び第22条の改正規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

(3) 第2条の規定及び第4条中次世代育成支援対策推進法第7条から第9条までの改正規定並びに附則第5条及び第17条の規定 平成22年4月1日

(4) 第4条中次世代育成支援対策推進法第12条及び第16条の改正規定並びに附則第8条の規定 平成23年4月1日

(検討)

**第2条** 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(一般事業主行動計画の公表に関する経過措置)

**第6条** 第3条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法(次項及び次条において「新法」という。)第12条第3項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第1項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第12条第5項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置)

**第7条** 新法第12条の2第1項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第12条第1項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第12条の2第2項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第12条第4項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の届出に関する経過措置)

**第8条** 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が100人を超え、300人以下である次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主が第4条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第12条第4項の規定により届け出た一般事業主行動計画(附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。)は、第4条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第9条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 7 用語解説

0～9

### 1.57 ショック

平成元年の合計特殊出生率が 1.57 と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和 41 年の合計特殊出生率 1.58 を下回ったことが判明したときの衝撃を指す。

A～Z

### SIDS（乳幼児突然死症候群）（にゅうようじとつぜんししょうこうぐん）

正式には sudden infant death syndrome といい、それまで元気だった乳幼児が、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気のことで、原因はまだわかっていないが、生後 2 か月から 6 か月に多いとされている。

ア行

### 青色回転灯（あおいろかいてんとう）

自主防犯パトロールを行う団体その他の組織が、青色回転灯を装着する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の申請及び警察証明（警察本部長の証明）を得て、自主防犯パトロールに使用する車両に青色回転灯を装着して活用する。

### 預かり保育（あずかりほいく）

幼稚園において、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に 希望する者を対象に行う教育活動。

### アドバイザー

ファミリー・サポート・センターの会員による相互援助活動についての調整を行う者。

### 安全学習支援隊（あんぜんがくしゅうしえんたい）

警察官等で構成する「安全学習支援隊」を学校に派遣し、専門的な立場から各種授業を行うことにより、非行防止をはじめ、犯罪被害防止、交通事故防止等を図るとともに、規範意識の高揚に努め、青少年の健全育成に資する。

### 育児・介護休業法（いくじ・かいごきゅうぎょうほう）

育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように支援することを目的とした法律。正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で、平成 3 年に制定された。

### 育児休業（いくじきゅうぎょう）

労働者が申し出ることにより、子が 1 歳に達するまでの間、「育児休業」（父母がともに育児休業を取得する場合は、子が 1 歳 2 か月に達するまで。平成 22 年 6 月 30 日施行。）をすることができることとされており、育児・介護休業法第 5 条から第 9 条に定められている。

### 一時預かり事業（いちじあずかりじぎょう）

専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため実施する事業。

### 一時保護（いちじほご）

必要な行政上の措置等が取られるまで、一時保護所等において児童を短期間保護すること。虐待等により児童を家庭から一時的に引き離す必要がある場合、棄児等に適当な保護者がいないために緊急に保護する場合等に一時保護を行う。

#### 一般事業主行動計画（いっばんじぎょうぬしこうどうけいかく）

事業主が、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者をも含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、その達成のための対策と実施時期を定めるもの。次世代育成支援対策推進法第12条に定められている。

#### 医療的ケア体制整備事業（いりょうてきケアたいせいせいびじぎょう）

医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校において、看護師資格を有する養護教諭及び看護師が医療的ケアを行うことにより、児童生徒が健康で安全に学習できる環境を整備し、児童生徒の教育の充実を図る。

#### う蝕有病率（うしょくゆうびょうりつ）

う蝕有病率（％）＝う蝕（むし歯）のある者の数÷被検査者数×100

#### エンゼルプラン

平成6年に少子化対策として、文部・厚生・労働・建設省が、社会全体で総合的に子育て支援を行うことを目的に合意し、公表した「今後の子育てのための施策の基本的方向について」のこと。3歳児未満の保育所受け入れ枠の拡大、延長保育の増加などを内容とする。

#### 延長保育事業（えんちょうほいくじぎょう）

勤務時間や通勤の関係でやむを得ない事情のため、11時間の開所時間を越えて保育サービスを提供する事業。

#### 沖縄県キャリアセンター（おきなわけんキャリアセンター）

県内若年者の雇用状況を改善するため、平成15年に設立。専門のスタッフを配置し、個別就職相談（キャリアカウンセリング）や就職活動に関するセミナー等の支援を行っている。

#### 沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議（おきなわけんはったつしょうがいじ（しゃ）しえんきかんれんらくかいぎ）

「沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画」及び「沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画」を総合的かつ計画的に推進するため、県の関係各課長等を構成員として設置した協議会。

#### 沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画（おきなわけんはったつしょうがいじ（しゃ）しえんたいせいせいびけいかく）

発達障害者支援法の規定を踏まえ、県、市町村等の役割を明確にし、地域における一貫した支援システムを構築することで、発達障害児（者）とその家族を支援していくことを目的に策定した計画。

#### 沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画（おきなわけんはったつしょうがいじ（しゃ）しえんにかんするじんざいいくせいけいかく）

沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画の趣旨を踏まえ、身近な地域において、発達障害児（者）及びその家族に対して途切れのない支援を担う人材の計画的な育成を推進することを目的に策定した計画。

#### 沖縄県ファミリーサポートセンター連絡協議会（おきなわけんファミリーサポートセンターれんらくきょうぎかい）

県内ファミリー・サポート・センターのアドバイザー、子育てNPOなどが会員となり、相互の情報交換と連携を図り、地域における相互援助活動に関する課題を解決し、もって労働者福祉、児童福祉の増進に寄与することを目的として平成18年2月に設立。

#### 沖縄県母子寡婦福祉連合会（おきなわけんぼしかふふくしれんごうかい）

母子家庭及び寡婦、父子家庭を対象として、その福祉の増進を図ることを目的として設立された社団法人である。母子寡婦福祉を目的とする各種事業を行っている。

#### 沖縄県幼児教育振興アクションプログラム（おきなわけんようじきょういくアクションプログラム）

本県幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するため、文部科学省の「幼児教育振興アクションプログラム（平成18年10月4日）」に基づき、市町村など設置者において取り組むことが望まれる条件整備等に関する施策を示すことで、市町村が幼児教育政策プログラムを策定する際に参考になるように、総合的な行動計画を策定したものである。

## カ行

### 介護休業（かいごきゅうぎょう）

労働者が申し出ることにより、要介護状態にある対象家族 1 人につき、常時介護を必要とする状態ごとに 1 回の介護休業をすることができることとされており、育児・介護休業法第 11 条から第 15 条に定められている。

### 学生（がくせい）

ここでは高校・短期大学・大学・専修学校に通学している者を指す。

### 学校支援地域本部事業（がっこうしえんちいきほんぶじぎょう）

教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図るため、地域住民がボランティアとして学校の教育活動（授業の補助、部活動の指導、図書の整理や読み聞かせ、花壇や樹木の整備等の校内の環境整備、登下校時における子どもの安全確保に係る活動、学校行事の運営支援など）を支援する「学校支援地域本部」の取り組みを推進する事業。

### 家庭教育支援会議（かていきょういくしえんかいぎ）

各学校 PTA 関係者や学校職員、自治会長、民生児童委員、警察関係者などで組織され、家庭教育に悩む保護者や児童生徒を地域が一体となって支援していく組織。

### 休日保育事業（きゅうじつほいくじぎょう）

日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため、休日の保育を実施する事業。

### 求人数（きゅうじんすう）

会社などから出ている採用の募集人数。

### 合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、1 人の女性が生涯に生む子どもの数の平均を示す。

### 行動計画策定指針（こうどうけいかくさくていししん）

次世代法第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、主務大臣（国家公安委員会委員長、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣）が定め、告示したもの。この指針には、県行動計画策定の指針となるべき次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、次世代育成支援対策の内容に関する事項などが定められている。

### 国勢調査（こくせいちょうさ）

日本に居住するすべての人々を対象として、年齢・世帯・就業・住宅など人口の基礎的属性を知るための調査。大正 9 年に第 1 回調査を行い、昭和 20 年を除いて 5 年ごとに実施されている。

### 子育て短期支援事業（こそだてたんきしえんじぎょう）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業。原則として 7 日以内の養護を行う短期入所生活援助（ショートステイ）事業と、平日の夜間及び休日に養護を行い、宿泊も可能な夜間養護等（トワイライトステイ）事業がある。

### 子ども・子育て応援プラン（こども・こそだておうえんプラン）

平成 16 年に少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため策定された「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画」のこと。平成 17 年度から 5 年間に、国が地方自治体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について具体的な施策内容と目標を掲げており、サービスの受け手である国民の目線も取り入れ、概ね 10 年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示している。

### 子ども手当（こどもてあて）

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了までの子どもを対象に支給される手当。

### 子どもの読書活動推進計画（こどものどくしょかつどうすいしんけいかく）

県及び市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画。平成 13 年 12 月に子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定された。その中で「県は子ども読書活動推進基本計画を基本として、市町村は子ども読書活動推進基本計画並びに沖縄県子ども読書活動推進計画を基本として子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」とされている。

### 子ども 110 番の家（こどもひゃくとうばんのいえ）

児童や生徒を犯罪の被害から守るため、通学路を中心に民家や商店等を選定し、「子ども 110 番の家」として委嘱し、事件の発生や前兆的事案が発生した場合に、児童等が駆け込み救助を求めることのできる、いわゆる避難場所として活用を図り、被害の未然防止を図る。

## サ行

### 里親（さとおや）

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童を県からの委託を受け、養育する者。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。

### サブリーダー

ファミリー・サポート・センターの会員数が多い場合、アドバイザーが会員の中から地区ごとに区分したグループ等の世話役として選任した者。

### 次世代育成支援対策推進法（じせだいいくせいしえんたいさくすいしんほう）

平成 15 年 7 月に制定された少子化対策の推進を目的とする法律で、平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法。地方公共団体及び事業主に対し、国の指針に基づく子育て支援のための行動計画の策定を義務づけ（従業員数が 300 人以下の事業主は努力義務。ただし、平成 23 年 4 月 1 日からは、300 人以下 101 人以上の事業主にも策定が義務づけられる）、国・地方公共団体・事業主が一体となって次世代育成支援対策に集中的・計画的に取り組む内容を定める。

### 失業率（しつぎょうりつ）

現在仕事に就いているもの及び仕事に就くことを希望している者のうちで、現在就職できていない者の割合。（失業率＝失業者÷（就業者＋失業者））

### 指導員（薬物乱用防止指導員）（しどういん（やくぶつらんようぼうししどういん））

覚せい剤等の薬物に関する知識の普及を図り、地域に根ざした啓発活動を展開するため、県知事から委嘱されたその地域の有識者。

### 児童デイサービス（じどうデイサービス）

障害者自立支援法に規定されている障害福祉サービスのひとつ。障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行っている。

### 児童扶養手当（じどうふようてあて）

父と生計を同じくしていない母子家庭等の児童を養育する母又は養育者（祖父母等）に支給される手当。

### 社会教育関係団体（しゃかいきょういくかんけいだんたい）

公の支配に属さない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする。代表的なものとして PTA、青年団、地域婦人会などがある。

### 社会教育施設（しゃかいきょういくしせつ）

社会教育に関する活動の場となる施設。①公民館 ②図書館（公共図書館など） ③博物館（総合博物館、科学博物館、歴史博物館、美術館、水族館） ④青少年教育施設（青年の家、少年自然の家、児童文化センター） ⑤女性教育施設（女性教育会館、男女共同参画センターなど） ⑥体育・スポーツ施設（体育館、プール、運動場）などがある。

#### 若年者（じゃくねんしゃ）

学生も含め、一般的な若者を指す。統計上は15歳～34歳までを若年者としてとらえている。

#### 周産期（しゅうさんき）

妊娠22週以降から生後7日未満までで、母胎の健康状態に大きく影響する時期。

#### 重症心身障害児（者）通園事業（じゅうしょうしんしんしょうがいじ（しゃ）つうえんじぎょう）

在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者に療育技術を習得させる事業。

#### 就職活動促進事業（しゅうしょくかつどうそくしんじぎょう）

本県高校生の就職の促進を図るため、生徒の社会人・職業人としての基本的な資質能力を育成するとともに、県内外企業の職場開拓や就職者の定着指導を推進する事業。

#### 出生率（しゅっしょうりつ）

人口1,000人に対する1年間の出生数。

#### 小規模住居型児童養育事業（しょうきぼじゅうきょがたじどうよういくじぎょう）

要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において、児童の養育を行う事業。定員は5人又は6人。第二種社会福祉事業であるため、県への届出が必要。事業所のことを通称「ファミリーホーム」と呼んでいる。

#### 生涯学習社会（しょうがいがくしゅうしゃかい）

生涯学習の考え方を基礎にして、豊かで活力ある社会や人間関係を築いていくためのモデルとなる社会像。平成4年の生涯学習審議会答申で「生涯学習社会」を構築する必要性が説かれた。その社会とは「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価される」社会である。

#### 障害児等療育支援事業（しょうがいじとうりょういくしえんじぎょう）

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及び発達障害児に対し、訪問及び外来の方法で療育指導や相談支援を行っている。また、障害児を受け入れている保育所等の職員に対し療育に関する技術指導を行っている。

#### 障害者自立支援対策臨時特例交付金（しょうがいしゃじりつしえんたいさくりんじとくれいこうふきん）

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材の育成・定着を支援することを目的とした国からの交付金。

#### 食育（しょくいく）

食育基本法では、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

#### 職業自立推進事業（しょくぎょうじりつすいしんじぎょう）

学校・教育委員会、労働及び福祉等関係機関、企業等の緊密な連携・協力の下、職業教育に関する教育課程の改善、新たな職種の開拓や現場実習の充実、地域の企業に対する特別支援学校の生徒及び職業教育についての理解啓発など、障害のある生徒の就労を促進するための事業。

#### 所定外労働（しょていがいろうどう）

早出、残業、随時の呼び出し、休日出勤などの労働をいう。

#### 自立支援教育訓練給付金事業（じりつしえんきょういくくんれんきゅうふきんじぎょう）

母子家庭の母の職業能力の開発及び資格取得を支援するため、指定講座の受講にかかる費用の一部を支給する事業である。実施主体は県及び市となっている。

### 新エンゼルプラン（しんエンゼルプラン）

平成 11 年にエンゼルプランと緊急保育対策等 5 か年計画を見直し策定された「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」のこと。平成 12 年度からの 5 か年計画で、目標値の項目については、これまでの保育サービス関係だけでなく、雇用、母子保健・相談、教育等の事業も加えた幅広い内容となった。

### 人口動態統計（じんこうどうたいとうけい）

我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とするもので、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている。

### 新すこやか保育事業（しんすこやかほいくじぎょう）

平成 14 年度から、認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上を図るため、児童の健康診断費、牛乳代、米代及び調理員検便費を助成している事業。

### スクールカウンセラー等の配置事業（スクールカウンセラーとうのはいちじぎょう）

児童生徒のいじめ、その他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、専門的知識を有するスクールカウンセラーを配置し、学校におけるカウンセリング機能等の充実を図る事業。

### スクールサポーター

不登校や集団暴行事案等の問題を抱える学校に警察職員 OB 等を派遣し、常駐して非行グループの解体、立ち直り支援、登・下校時の声かけ等を実施し、少年非行防止、健全育成を図る。

### 生産年齢人口（せいさんねんれいじんこう）

生産活動に従事する年齢人口で、通常満 15 歳以上 65 歳未満の人口をいう。

### 先天性代謝異常等検査（せんてんせいたいしやいじょうとうけんさ）

生後 3～5 日の血液検査を実施することにより、心身障害の原因となるフェニルケトン尿症等 6 つの治療可能な疾病の発見のための検査。

### 早期療育事業（そうきりょういくじぎょう）

発達、行動面の気になる子について、早期の気づきから経過観察や関わり方を通して発達・発育を促し、子の療育支援や保護者の育児不安の軽減を図る。

### 総合的な学習の時間（そうごうてきなかくしゅうのじかん）

自然体験やボランティア活動、異年齢集団による学習、地域住民が参加した学習など、学校が創意工夫して特色ある教育活動が行える時間として設けられたもの。

### 相対的貧困率（そうたいてきひんこんりつ）

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいう。なお、子どもの貧困率は、17 歳以下の子ども全体に占める、中央値の半分に満たない 17 歳以下の子どもの割合をいう。

※可処分所得＝所得－（所得税＋住民税＋社会保険料＋固定資産税）

## タ行

### 大学生少年サポーター（だいがくせいしょうねんサポーター）

少年と年齢が近く、かつ、少年の心情に理解のある活動的な大学生に、「少年警察」各種活動の支援を求め、少年の非行防止と立ち直り支援を推進する。

### 待機児童（たいきじどう）

正式名称は保育所入所待機児童。入所申込が提出されており入所要件に該当しているが、入所していない児童。

### 地域安全マップ（ちいきあんぜんマップ）

犯罪の起こりやすい危険箇所を表示した地図のことで、子どもたちと住民が一体となり通学路、公園等を点検・診断しマップを作成することで、被害防止能力、地域への愛着心、コミュニケーション能力を向上させ、安全・安心なまちづくりを目指す。

#### 地域子育て支援拠点事業（ちいきこそだてしえんきよてんじぎょう）

乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を保育所等に開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

#### 通常保育事業（つうじょうほいくじぎょう）

児童福祉法に基づき設置運営される公立保育所、認可保育所における通常の保育を行う事業。

#### 低体重児出生率（ていたいじゅうじしゅっしょうりつ）

1年間の出生数のうち、体重2,500g未満で生まれた児の割合（％）

#### ティームティーチング

複数の教師が協同して授業を行うこと。

#### 特定保育事業（とくていほいくじぎょう）

パートタイム労働者の増大など保護者の就業形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、週に2、3日程度又は午前、午後のみなど必要に応じて柔軟に利用できるサービスのこと。

#### 特別支援教育（とくべつしえんきょういく）

特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症も含めて障害のある幼児児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

#### 特別支援教育コーディネーター（とくべつしえんきょういくコーディネーター）

学校内の教諭を学校長が指名し、校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う者として各学校に位置づけられている。

#### 特別支援教育理解推進事業（とくべつしえんきょういくりかいすいしんじぎょう）

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育的支援の充実を目指し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援教育に関する理解と認識を深め、教職員の指導力の向上を図るための取り組みを行うとともに、発達障害を含む障害に関する専門的知識及び経験を有するものによる学校支援を推進するものである。

### ナ行

#### 乳児家庭全戸訪問事業（にゅうじかていぜんこほうもんじぎょう）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な場合は適切なサービスにつなげる事業。

#### 認可外保育施設（にんかがいほいくしせつ）

保育することを目的とした施設で都道府県知事の認可を受けていない施設。「児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（略）であって、第35条第4項の認可を受けていないもの。」（児童福祉法第59条の2）

#### 認可保育所（にんかほいくしょ）

国、都道府県及び市町村以外の者が都道府県知事の認可を得て設置する保育所。（児童福祉法第35条第4項）

#### 年間の労働者一人当たりの所定外労働時間（ねんかんのろうどうしゃひとりあたりのしよていがいろうどうじかん）

労働者一人当たりの平均月間所定外労働時間に12月を乗じて得た時間。

※所定外労働時間とは、早出、残業、随時の呼び出し、休日出勤などの労働をいう。

年間の労働者一人当たりの総労働時間（年間総労働時間）（ねんかんのろうどうしゃひとりあたりのそうろうどうじかん（ねんかんそうろうどうじかん））

労働者一人当たりの平均月間総実労働時間に 12 月を乗じて得た時間。

※総実労働時間とは所定内労働時間（事業所就業規則で定められた始業時間から終業時間までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間）と所定外労働時間（早出、残業、随時の呼び出し、休日出勤などの労働をいう）との合計。

### ノーマライゼーション

障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念。

## 八行

### 発達障害（はったつしょうがい）

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害である。

### 発達障害者支援センター（はったつしょうがいしゃしえんセンター）

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う拠点として県が設置するもので、市町村等関係機関への技術的支援や調整会議の実施及び支援する人材の養成のための研修を行うとともに、個別支援として、相談支援、発達支援及び就労支援を行っている。

### 発達障害者等支援・特別支援教育総合推進事業（はったつしょうがいしゃとうしえん・とくべつしえんきょういくそうごうすいしんじぎょう）

発達障害を含むすべての障害のある幼児児童生徒の支援のため、学校種ごとの教員等研修、外部専門家の巡回・派遣、厚生労働省との連携による乳幼児期から就労まで一貫した支援を行うモデル地域の指定などを実施することにより、学校（幼小中高特）の特別支援教育を総合的に推進する。また、都道府県や推進地域に厚生労働関係者とも連携する連携協議会を設置し、法律に明記された特別支援学校のセンター的機能のさらなる強化、学校支援員の活用、地域住民へのきめ細やかな理解促進、学校における支援体制の整備等を実施する。

### 非正規労働者（ひせいきろうどうしゃ）

期間の定めのない雇用契約を締結する「正社員」以外の労働者。非正規労働者には、パートタイマー、アルバイト、契約社員、派遣社員等が含まれる。

### 一人当たり公園整備面積（ひとりあたりこうえんせいびめんせき）

都市計画区域の公園整備済面積を都市計画区域の総人口で除した数値。

### ひとり親（ひとりおや）

母子家庭の母、父子家庭の父。

### ひとり親家庭（ひとりおやかてい）

母子家庭、父子家庭。

### ひとり親家庭等（ひとりおやかていとう）

母子家庭、父子家庭、寡婦。

### ひとり親世帯（ひとりおやせたい）

ひとり親家庭と同じ意味で用いるが、統計数字を引用する際には「世帯」と表記する。なお、本文中で引用しているひとり親家庭等に関する統計数値は、「平成 20 年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書」に基づくものである。

### 病児・病後児保育事業（びょうじ・びょうごじほいくじぎょう）

病気や病後の回復期にある児童を病院・診療所・保育所等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業。

## ファミリー・サポート・センター

育児又は軽易な介護の援助を行いたい者と、援助を受けたい者が、地域（市町村）で相互援助活動を行う会員組織のこと。市町村が設置運営を行う。

## フィルタリング

携帯電話やパソコンなどの機器を通してインターネットを利用する際、青少年に有害な情報を利用できないよう制限する機能のこと。あらかじめ指定した有害情報だけをカットするブラックリスト方式と、あらかじめ指定した優良情報のみを通過させるホワイトリスト方式がある。

## フッ化物応用（フッカぶつおうよう）

フッ素は歯の質を強化したり、う蝕（虫歯）を予防する等の効果がある。フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨き剤、フッ化物洗口等の利用法がある。

## 不妊（ふにん）

妊娠を望んでいる夫婦が2年以上妊娠に恵まれないこと。

## フリーター

15歳～34歳のうち、卒業者であり女性の場合は未婚者に限った中で、就業者については勤務先での呼称がアルバイト又はパートのもの、無業者については家事も通学もしておらず、アルバイト又はパートの就業を希望するもの。

## 分園（ぶんえん）

本体となる保育所（本園）とは離れてはいるものの、一体的に運営される小規模の保育施設。

## ベビーブーム

赤ちゃんの出生が一時的に急増することで、日本では、第2次世界大戦後、2回のベビーブームがあった。第1次ベビーブームは昭和22年から24年、第2次ベビーブームは昭和46年から49年である。第1次ベビーブーム世代は「団塊の世代」、第2次ベビーブーム世代は「団塊ジュニア」と呼ばれている。

## 保育に欠ける（ほいくにかける）

児童福祉法第24条第1項の規定により、保護者が児童を保育することができず、同居の親族も保育できない場合の状態。そのような状態にある子どもが保育所に入れることとされている。具体的には、①昼間常態として働いていること ②妊娠中であるか出産後間がないこと ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神的若しくは身体に障害を有していること ④同居の親族を常時介護していること等の状態がそれに該当する。

## 放課後児童健全育成事業（ほうかごじどうけんぜんいくせいじぎょう）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に、児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

## 母子及び父子家庭等医療費助成制度（ぼしおよびふしかていとういりょうひじょせいせいど）

母子家庭や父子家庭等の保護者や児童が医療に要した健康保険法等による自己負担額の一部を助成する事業である。実施主体は市町村であり、県は市町村が助成した経費の2分の1を補助している。

## 母子（親子）健康手帳（ぼし（おやこ）けんこうてちょう）

母子保健法第15条に基づいて妊娠の届出をした者に対し、居住地の市町村長から交付される手帳で、妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録である。

## 母子家庭高等技能訓練促進事業（ぼしかていこうとうぎのうくんれんそくしんじぎょう）

母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、高等技能訓練促進費等の支給により経済的に支援し、資格取得を容易にする事業である。実施主体は県及び市となっている。

## 母子家庭等就業・自立支援センター事業（ぼしかていとうしゅうぎょう・じりつしえんセンターじぎょう）

母子家庭の母等の就業支援、自立支援を図るため、各種講習会の実施や就業相談等を行う事業である。本県においては、沖縄県母子寡婦福祉連合会へ事業委託して実施している。

### 母子家庭等日常生活支援事業（ぼしかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう）

母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父が、技能習得のための通学や自立促進のために必要に事由、疾病などにより、一時的に介護、保育などのサービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣し、子育てや生活支援を行う事業である。利用にあたっては事前に市町村を經由して県の名簿への登録が必要である。

### 母子寡婦福祉資金貸付制度（ぼしかふふくししきんかきつけいど）

母子家庭や寡婦において、経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付けが必要になったときに、母子寡婦福祉資金貸付制度が利用できる。貸付にあたっては、資格要件等を確認する必要がある。実施主体は県。

### 母子自立支援員（ぼしじりつしえんいん）

母子家庭の母及び寡婦の各種相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導を行う。県福祉保健所、一部の市に配置されている。

### 母子生活支援施設（ぼしせいかつしえんしせつ）

原則として 18 歳未満の児童を養育している母子家庭の母が生活上の様々な問題のため児童の養育が十分にできない場合に、児童と一緒に入所利用できる施設である。県内では、那覇市、浦添市、沖縄市の 3 市において施設が設置されている。

### 母子保健推進員（ぼしほけんすいしんいん）

母と子の健康づくりのため、全市町村に設置され、訪問や健診の補助等の市町村母子保健事業への協力に加え、自主的な活動を実施している。

### ボランティアコーディネーター

「ボランティア活動を行いたい」という意思を持つ人や社会組織のニーズ（ボランティア・ニーズ）と、「ボランティア活動の支援を求めたい」人や社会組織のニーズ（社会ニーズ）の間であって、それぞれのニーズが充足されるために必要な支援等を行う“触媒”としての役割を果たす専門的スタッフのこと。

## マ行

### 無業者（むぎょうしゃ）

通学をしておらず、普段収入を伴う仕事をしていない者。

## ヤ行

### 夜間保育事業（やかんほいくじぎょう）

夜間の時間帯の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の夜間保育の需要に対応するため夜間の保育を実施する事業。

### 薬物乱用（やくぶつらんよう）

医薬品を本来の目的以外のために使用したり、医療目的でない薬物を不正に使用すること。

### 有害器具等（ゆうがいきぐとう）

器具等の構造・機能が、人に危害を及ぼす、又は著しく性的感情を刺激する、若しくは犯罪を誘発助長するとして、知事が有害指定したもの。

### 有害図書等（ゆうがいとしょとう）

図書・ビデオ等の内容が、著しい性表現、粗暴性、残虐性、犯罪を誘発助長するとして、知事が有害指定したもの（この中には、性表現が一定量以上多く含まれているとして、当初から有害指定されるもの、又は知事が指定する団体が審査し有害指定したものを含む）。

### 養育支援訪問事業（よういくしえんほうもんじぎょう）

全戸訪問事業や母子保健事業、関係機関等からの連絡・通告等により、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師等が訪問して養育に対する指導、助言を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業。

### 幼保一元化（ようほいちげんか）・幼保一体化（ようほいつたいか）

就学前の児童に幼稚園と保育所の異なる所管（文部科学省、厚生労働省）で異なる保育が実施されているが、両者を一体化するように保育制度を改革する考え方。平成 16 年 3 月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」において平成 18 年度から本格実施することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」を制度化するものとして、平成 18 年 10 月から「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され、認定こども園の制度が開始された。

### 要保護児童対策地域協議会（ようほごじどうたいさくちいききょうぎかい）

被虐待児童を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が子ども等に関する情報を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的に、地方公共団体に設置される組織。福祉、保健、教育、医療、保育、警察等の関係機関で構成される。

## ラ行

### 労働力人口（ろうどうりょくじんこう）

15 歳以上の者で、就業者及び完全失業者の総数をいう。

## ワ行

### ワーク・ライフ・バランス企業認証制度（ワーク・ライフ・バランスきぎょうにんしょうせいど）

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に届け出ており、かつ、仕事と生活の調和を実現するための制度・実績があると認められる企業を県が認証・登録する制度である。

